## 福祉局誠明学園会計年度任用職員募集要項(児童自立支援業務指導専門員)

項目	内 容
職名及び募集人数	児童自立支援業務指導専門員 1名
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和7年9月1日から令和8年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の 結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能 性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和8年4月1日以降の任用を保障するも のではありません。
勤務職場	福祉局誠明学園(東京都青梅市新町3-72-1)
職務内容	児童自立支援施設における人材育成に関する業務
・応募資格 ・求められる能力	以下の全てに該当する者 ・児童自立支援専門員の任用資格を有する者。 ・児童自立支援施設において児童自立支援専門員として5年以上従事した経験を有する者。 ・児童の健全育成に対する見識があり、児童福祉の推進に熱意と行動力がある者。 ・児童自立支援施設の特性を理解できる。 ・入所児童に対し、親切で丁寧な対応ができる。 ・個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、誠実に業務に取り組み、正確な事務処理ができる。 ・上司や同僚に適切に報告、連絡、相談ができる。 ・別コン(Excel、Word等)の基本的な操作能力を有し、迅速に業務を遂行することができる。 ・災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できる。
勤務日数	月16日以内(土日祝日勤務が、月2回程度あり)
勤務時間 休憩時間	B 勤務: 6時30分~15時15分(休憩時間:10時45分~11時45分) B'勤務: 7時30分~16時15分(休憩時間:13時00分~14時00分) C 勤務: 8時45分~17時30分(休憩時間:13時00分~14時00分) D 勤務:12時00分~20時45分(休憩時間:15時00分~16時00分) D'勤務:10時00分~18時45分(休憩時間:13時00分~14時00分) 上記のローテーションによる勤務 所定勤務時間を超える勤務の有無:有 (業務の必要上やむを得ない場合)
休暇等	<ul><li>(有給)年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、 妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、 夏季休暇</li><li>(無給)妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介 護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業</li></ul>

	※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
報酬額	日額 17,200円(改定される場合あり)
	通勤手当相当額を別途支給(上限2,600円/日)
	※ 原則として月の1日から末日までの期間分を翌月の15日に口座振込により
	支給
	※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、介護保険の適用あり(※)
	※各保険の適用要件を満たす場合)
	1 応募方法
	① 「会計年度任用職員申込書」(別添参照) に必要事項(健康状態等について
	は「特記事項・自由意見」欄に記入してください。)を記載。
	② 在職証明書等、児童自立支援施設における児童自立支援専門員としての5年
	以上の従事経験を証明するもの
	③ 課題作文(児童自立支援施設の児童自立支援業務指導専門員に応募した理由
	等。600字から800字程度。)
	上記①~③を下記申込先まで郵送又は電子メールにて送付してください。
	※電子メール送付時の注意事項等
	送付時の件名は、「会計年度任用職員採用選考応募(児童自立支援業務指導
応募方法等	専門員)」としてください。申込書への正面顔写真貼付が難しい場合は、写
	真データをメールに直接添付しても構いません。電子メールでの申込みを
	確認しましたら、返信メールをお送りします。数日お待ちいただいても返
	信メールが届かない場合は、下記問合せ先までご連絡ください。
	2 応募期限
	令和7年8月8日(金曜日)必着
	持参の場合は、土日祝日を除く9時から17時まで受付
	3 選考方法
	第一次選考:書類選考
	第二次選考:面接
	(第一次選考合格者を対象に令和7年8月中旬に実施予定)
	※第一次選考結果は、郵送にてお知らせします。
	※第二次選考(面接)の日程は、第一次選考結果と併せてお知らせします。
	※選考結果に関する問い合わせには、一切対応できません。
申込先 問合せ先	₹ 1 9 8 − 0 0 2 4
	東京都青梅市新町3-72-1
	東京都立誠明学園管理課庶務担当  松﨑
	メールアドレス S1143201@section.metro.tokyo.jp
	電話 0428-31-6146